**地域社会活動提案事業実施要領**

（事業の目的）

１　この事業は一般財団法人滋賀県職員互助会（以下「互助会」という。）が、広く、県民等に対し、滋賀県内で実施する地域社会活動の提案を募り、その活動（以下「提案事業」という。）の経費の一部を助成することにより、地域社会に貢献することを目的とする。

（提案者の範囲）

２　この事業に提案できる者は、滋賀県内に住所がある者、通勤や通学をしている者または互助会の会員を代表とするグループ(以下「提案者」という。)とする。なお、法人格を有する場合は、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人に限る。

　 ただし、提案者または提案者の構成員が次のいずれかに該当するときは提案できない。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（提案対象活動）

３　提案事業の対象となる活動は、滋賀県内で実施する次に掲げるものとする。

(1)滋賀県内において実施する別表に掲げる活動

(2) その他理事長が適当と認める活動

（助成対象経費）

４　助成の対象となる経費は次のとおりとする。なお、互助会以外の助成を受ける経費は対象経費としないものとする。

(1) 活動に要する物品購入代および会場借上費

(2) 外部から招へいする講師および指導者に対する謝礼

(3) その他理事長が適当と認める経費

（助成対象期間）

５　助成対象期間は、毎年度、提案事業の募集を開始した日から、その日が属する年度の３月３１日までとする。

（助成申請）

６　互助会の助成を受けようとする者は、地域社会活動提案事業交付申請書（別記様式　第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、理事長あて提出するものとする。

(1) 地域社会活動提案事業実施計画書（別記様式　第２号）

(2) 構成員名簿(別記様式　第３号)

(3) その他理事長が定めるもの

（提案事業の選定）

７　理事長は、互助会内に設置する審査会において提案事業の選定を行い、その結果を申請者に通　知するものとする。

（助成費）

８　総助成額は予算の範囲内とし、一件あたりの助成金額は助成対象経費の１／２以内とし、１０万円を限度とする。また、収入が支出を上回り余剰金が発生する場合は、その額を助成金額から控除するものとする。

（提案事業の変更等）

９　申請者は、提案事業にかかる助成対象経費の内容を変更する場合または提案事業を中止しようとするときは、あらかじめ地域社会活動提案事業変更（中止）承認申請書（別記様式　第４号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成額の２０パーセント未満を減額する場合はこの限りでない。

理事長は、前記の申請を承認したときは、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

10　申請者は、事業終了後30日以内または翌年度４月10日までのいずれか早い時期に、地域社会活動提案事業実績報告書（別記様式　第５号）および地域社会活動提案事業交付請求書（別記様式　第６号）を理事長あて提出するものとする。

11　助成費の交付については精算払の方法によるものとする。

（助成取消）

12　助成費の交付決定後もしくは交付後に、第２条に掲げる提案者や、第３条から第５条までに掲げる対象の範囲外であることが発覚した場合、理事長は交付決定の取り消しや助成費の返還を求めることができる。

（申請書等の提出方法）

13　申請書等の提出書類については、押印の省略や電子データによる提出を可能とし、提出にかかる留意事項を別紙に定める。

**付　則**

この要領は、平成22年6月10日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

**付　則**

１　この要領は、平成24年4月1日から施行する。

２　地域社会活動助成費交付要領は、廃止する。

**付　則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**付　則**

この要領は、一般財団法人への移行の登記を行った日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成28年6月14日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成30年4月25日から施行する。

**付　則**

この要領は、平成31年4月23日から施行する。

**付　則**

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

**付　則**

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

**付　則**

この要領は、令和6年4月10日から施行する。

**（別表）**

|  |  |
| --- | --- |
| 活　動　分　野 | 主　な　活　動　内　容　（　例　示　） |
| 児童・青少年育成活動 | 文化・教養・スポーツ・ゲーム等の指導、キャンプ等を通じてのジュニアリーダーの育成、養護施設等での学習指導、ボランティア活動を通じての児童・青少年の健全育成 |
| 高齢者支援活動 | 文化・教養・スポーツ・ゲーム等の指導、在宅訪問、要援護高齢者の介護・看護、介助・介護教室の実施、高齢者世帯の雪おろし |
| 障害者・障害児の介護等の支援活動 | 点訳・手話通訳、朗読ボランティア、福祉マップづくり、手話教室等の実施 |
| 環境整備、自然保護活動 | 環境美化活動、動植物の保護、自然保護 |
| 健康・保健活動 | 食生活の見直し、健康づくりの指導 |
| 消費生活改善活動 | リサイクル活動 |
| 地域文化活動 | 郷土文化・歴史・生活技術等の伝承活動、民族資料・民話・民謡等の収集活動、郷土の古文書の保存整理、史跡・名所マップづくり、観光案内 |
| 地域活性化活動 | まちづくりシンポジウム・フォーラム等の開催 |
| 人権に関する教育・啓発活動 | 人権に関する研修・講座・啓発・交流活動 |
| 地域防災活動 | 自主防災組織による防災設備作り、訓練、研修、教育 |
| 国際交流活動 | 通訳、留学生に対する支援活動 |

**※ただし、下記のものについては、助成の対象としない。**

・自治会やＰＴＡ等が本来行う活動

・特定の思想・信条を有し、政治活動や宗教活動等と認められる活動

・犯罪に関わるもの、法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、または社会通念上不適切と認められる活動

**（別紙）申請書等の提出にかかる留意事項**

**●過去に地域社会活動提案事業に事業提案をしたことがある団体**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 押印を省略する場合の条件 |
| メール | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されていること。 |
| 紙 | 郵送 | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されていること。 |
| 持参 | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されていること。 |

**●初めて地域社会活動提案事業に事業提案をする団体**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 押印を省略する場合の条件 |
| メール | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されており、事務局からの確認の連絡に応対すること。 |
| 紙 | 郵送 | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されており、事務局からの確認の連絡に応対すること。 |
| 持参 | ・申請書等に発行者（代表者）の氏名および連絡先（電話番号）が記載されており、事務局からの確認の連絡に応対すること。 |

**※上記留意事項は、押印の省略や電子データによる提出を可能とするものであり、押印された申請書等についても、問題なく受け付けます。**

**※受け付けは互助会からの受理通知をもって完了とします。通知が届かない場合はお手数ですが、確認のご連絡をお願いいたします。**